

○役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人大乗淑徳学園（以下、学園という。）の寄附行為第59条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事（常勤理事、教職員理事、非常勤理事）及び監事（常勤監事、非常勤監事）をいう。
- (2) 常勤役員とは、学園において役員として勤務することが常態であるものをいう。
- (3) 教職員理事とは、本務教職員の身分を持ち、理事の職務を兼任するものをいう。
- (4) 非常勤役員とは、前二号以外の役員をいう。
- (5) 評議員とは寄附行為第5条に定める評議員をいう。
- (6) 役員の報酬等とは、所定報酬、期末報酬、退任報酬、退職金その他の役員としての職務執行の対価として受け取る財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員の報酬等には、学園の教員又は職員の身分に応じて給与規程等により支給するものを含まない。
- (7) 費用とは、役員及び評議員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤役員 所定報酬、期末報酬、退任報酬、退職金
 - (2) 教職員理事 所定報酬、退任報酬
 - (3) 非常勤役員 非常勤役員手当、期末報酬、退任報酬
- 2 前項のほか非常勤役員が理事会、評議員会及びその他会議等に出席した時に出席手当を支給する。
- 3 理事のうち、寄附行為第14条第3項に定める代表業務執行理事及び同条第5項に定める業務執行理事を務める非常勤理事に業務執行手当を支給するものとする。
- 4 評議員に評議員手当を支給するものとする。ただし、学園の本務教職員の身分を持つ者には支給しない。

(所定報酬)

第4条 常勤役員の所定報酬は、別表1のとおりとする。

- (1) 所定報酬の内、基本報酬は資格、経歴、職務内容等により理事会において決定する。
- (2) 所定報酬の内、扶養家族手当、住宅手当及び通勤手当は、専任教職員の「扶養家族手当支給基準」、「住宅手当支給基準」及び「本務教職員通勤手当支給基準」を準用する。

2 教職員理事の所定報酬は、別表2のとおりとする。

(期末報酬)

第5条 常勤役員の期末報酬は、専任教職員の支給基準に準じて支給する。ただし、別表3を上限とする。

2 非常勤役員の期末報酬は、年度に1回（原則として所定報酬の1ヵ月分）とする。

(退任報酬)

第6条 役員の退任報酬は、別表4によって支給する。

2 役員に継続し再任された場合の在職年数は、通算し計算するものとし、任期満了の都度は支給しない。

3 在職年数は、継続する在職期間の満年数とする。1年に満たない月数は、その月数を12で除して計算し、1ヵ月に満たない日数は、1ヵ月として計算する。

4 役員の身分が変更した場合は、変更時点で変更以前の在職に対する退任報酬を精算し支給する。ただし、変更月は変更前の期間に算入する。この場合の身分の変更には、第2条に定める役員の身分間の変更を含むものとする。

5 教職員理事が理事を退任した場合は、理事の退任報酬のみを支給する。この場合、理事の在職期間は、「専任教職員退職金規程」の勤続期間に通算する。

6 退任当月の期間計算、死亡退職の場合の遺族支給及び懲戒解任の場合の取扱いは、「専任教職員退職金規程」を準用する。

(退職金)

第7条 常勤理事が退任するとき、又は非常勤役員に身分を変更するときは、第6条に定める退任報酬の他に「専任教職員退職金規程」による退職金を支給する。ただし、教職員として引続き在職するときは、第6条第5項の規定を適用する。

2 前項の「専任教職員退職金規程」における勤続年数は、常勤理事就任以前の退職金の精算をしていない専任教職員の期間及び常勤理事の期間を通算する。

3 定年退職により教職員理事から常勤理事へ身分を変更するときは、第6条に定める退任報酬の他に「専任教職員退職金規程」による退職金を支給する。常勤理事就任後の退任報酬及び退職金については、第1項の規定によるものとする。定年退職以前の身分変更の場合は、退任報酬のみを支給し、「専任教職員退職金規程」による退職金については、第1項及び第2項の規定によるものとする。

4 常勤監事が退任するときは、常勤理事に準ずる。

(非常勤役員手当)

第8条 非常勤役員手当の額は、別表5によって支給する。

(出席手当)

第9条 非常勤役員に支給する出席手当の額は、別表6のとおりとする。

(業務執行手当)

第10条 業務執行手当の額は、別表7によって支給する。

(評議員手当)

第11条 寄附行為第32条第1項第2号又は第3号の評議員が評議員会及びその他会議等に出席した時に支給する。

2 評議員手当の額は、別表8に定めるとおりとする。

(報酬等の支給方法)

第12条 役員に対する報酬等の支払い時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 所定報酬、非常勤役員手当、業務執行手当 当月分をその月の25日(ただし、支給日が国民の祝日に関する法律にもとづく休日、日曜日または土曜日にあたる場合は、その前日)

(2) 期末報酬 毎年7月、12月及び3月(ただし、非常勤役員については、12月)

(3) 退任報酬、退職金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後2ヵ月以内

2 評議員手当の支払い時期は、会議開催日翌月とする。

3 役員に支給する報酬等及び評議員手当は、本人の同意を得て、本人の指定する本人名義の金融機関の口座への振り込により支給する。

4 役員に支給する報酬等及び評議員手当は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第13条 役員には、別に定める「役員出張旅費支給基準」に基づき、旅費を支給する。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

3 非常勤役員が理事会、評議員会及びその他会議等に出席したときは、実費相当交通費を支給することができる。

4 寄附行為第32条に定める評議員が第11条第1項に規定する会議に出席した場合は、実費相当交通費を支給することができる。

ただし、学園の本務教職員の身分を持つ者は、通勤手当支給経路に係る交通費は支給しない。

(報酬等の日割り計算)

第14条 役員に就任した者には、その日から報酬等を支給する。

2 役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬等を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の所定報酬、非常勤役員手当、業務執行手当については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第15条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満である

ときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第16条 私立学校法第151条第1項第2号の定めは、この規程をもって公表する。

(補則)

第17条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議を経て、別に定める。

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

1 この規程は、昭和52年4月1日から施行する。

2 昭和52年3月31日以前に就任した役員等の退職報酬を算定する場合の在職年数は、当該役員の就任日から起算する。ただし、旧規程により退職金を精算済の役員等については、退職金支払後の在職年数とする。

附 則

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月31日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年度の定時評議員会終結の時から適用する。

別表1（常勤役員所定報酬月額）

区分		理事長	常務理事	理事	監事
基本報酬	1号俸	600,000	500,000	400,000	400,000
	2号俸	650,000	550,000	450,000	450,000
	3号俸	700,000	600,000	500,000	500,000
	4号俸	750,000	650,000	550,000	550,000
	5号俸	800,000	700,000	600,000	600,000
	6号俸	850,000	750,000	650,000	650,000
	7号俸	900,000	800,000	700,000	700,000
	8号俸	950,000	850,000	750,000	750,000
	9号俸	1,000,000	900,000	800,000	800,000
理事長手当		330,000			
常務理事手当			120,000		
役員手当		75,000	75,000	75,000	75,000
常勤役員手当				60,000	60,000
扶養家族手当		配偶者 18,000 子女 7,000	配偶者 18,000 子女 7,000	配偶者 18,000 子女 7,000	配偶者 18,000 子女 7,000
住宅手当		3,900～12,800	3,900～12,800	3,900～12,800	3,900～12,800
通勤手当		48,000（上限）	48,000（上限）	48,000（上限）	48,000（上限）

備考

- 1 削除
- 2 この表は、令和3年4月1日から適用する。
- 3 この表は、令和5年4月1日から適用する。

別表2（教職員理事所定報酬月額）

（単位 円）

区分	理事長	常務理事	理事
----	-----	------	----

理事長手当	220,000		
常務理事手当		120,000	
役員手当	75,000	75,000	75,000
教職員理事手当			60,000

備考

- 1 削除
- 2 この表は、令和3年4月1日から適用する。
- 3 この表は、令和5年4月1日から適用する。

別表3（期末報酬）

支給月	支給基準
7月	(基本報酬+扶養家族手当) × 2ヵ月分
12月	(基本報酬+扶養家族手当) × 3ヵ月分
3月	(基本報酬+扶養家族手当) × 0.5ヵ月分

備考

- 1 この表は、令和3年4月1日から適用する。

別表4（退任報酬）

区分	支給基準
常勤役員 教職員理事	役員手当月額 × 在職年数 × 6
非常勤役員	役員手当月額 × 在職年数

備考

- 1 役員手当月額は、退任時又は身分変更時の金額とする。
- 2 役員手当月額の定めのない非常勤役員が退任した場合は、退任時の年度内報酬等を参考に月額を算出する。
- 3 この表は、令和3年4月1日から適用する。
- 4 この表は、令和5年4月1日から適用する。

別表5（非常勤役員手当月額）

非常勤役員手当	75,000円
---------	---------

- 1 この表は、令和7年度の定時評議員会終結の時から適用する。

別表6（出席手当）

1会議出席につき	
	10,000円

1 この表は、令和7年度の定時評議員会終結の時から適用する。

別表7（業務執行手当月額）

代表業務執行理事	200,000円
業務執行理事（非常勤理事）	10,000円

※代表業務執行理事に手当を支給する場合、代表業務執行理事を務める理事の種類により支給されている次の手当等は支給しない。

常勤役員が務める場合は「常務理事手当」「常勤役員手当」、教職員理事が務める場合は「常務理事手当」「教職員理事手当」。

1 この表は、令和7年度の定時評議員会終結の時から適用する。

別表8（評議員手当）

1会議出席につき
5,000円

1 この表は、令和7年度の定時評議員会終結の時から適用する。